



# 鳥取県公報

平成16年 6月22日(火)  
第 7 5 9 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金の一部改正(475)(観光課)..... 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退(476)(健康対策課)..... 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可(2件)(477・478)(環境政策課)..... 2
	国土調査の成果の認証(479)(耕地課)..... 5
	開発行為に関する工事の完了(480)(八頭地方県土整備局)..... 5
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の変更(39)..... 6

## 告 示

### 鳥取県告示第475号

平成14年鳥取県告示第436号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について)及び平成15年鳥取県告示第308号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金の一部改正について)により告示した平成14年8月19日(月)から平成16年12月20日(月)までの間の入園者の利用料金を同月28日(火)までの利用料金とすることについて、鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)第8条第3項の規定に基づき同年6月14日に承認したので、当該告示を次のように改正する。

平成16年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成14年鳥取県告示第436号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>平成14年 3月12日付鳥取県告示第136号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について)の規定にかかわらず、平成14年 8月19日(月)から平成16年12月28日(火)までの間は、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金を次のとおりとすることを鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)第8条第3項の規定に基づき承認したので、告示する。</p> <p>平成14年 8月16日 鳥取県知事 片 山 善 博</p>	<p>平成14年 3月12日付鳥取県告示第136号(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について)の規定にかかわらず、平成14年 8月19日(月)から平成16年12月20日(月)までの間は、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金を次のとおりとすることを鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)第8条第3項の規定に基づき承認したので、告示する。</p> <p>平成14年 8月16日 鳥取県知事 片 山 善 博</p>

1 平成14年8月19日(月)から平成16年12月28日(火)までの間の入園者の利用料金 略	1 平成14年8月19日(月)から平成16年12月20日(月)までの間の入園者の利用料金 略
2 略	2 略

**鳥取県告示第476号**

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年6月22日

鳥取県知事 片山善博

名称	所在地	辞退年月日
コスモス薬局	米子市尾高2775-2	平成16年5月31日

**鳥取県告示第477号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年6月22日

鳥取県知事 片山善博

## 1 施行者の名称

倉吉市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和52年3月1日から平成21年3月31日まで

(変更前 昭和52年3月1日から平成16年3月31日まで)

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

追加する部分 倉吉市穴窪字損亡及び字前田の各一部、大塚字五反田の一部、中江字出口の一部、井手畑字下通の一部、新田字西通及び字中筋通の各一部、山根字大平、字入堂谷及び字洞善寺の各一部、米田町字大平及び字西山田の各一部、湊町の一部、葵町の一部、葵町字鑑畑及び字十石谷の各一部、仲ノ町字打吹山及び字長谷坂東続の各一部、八幡町の一部、和田字大平、字岩井谷、字奥岩井谷、字中峰、字寺沢、字黒坂、字西ノ谷、字野畑、字寺屋敷及び字道和寺の各一部、和田東町字池田の一部、不入岡字中堀の一部、国府字春日及び字中ノ郡家の各一部、福守町字下屋敷、字乾ヶ瀬、字乾、字穴エゴ、字長総ヶ、字西荒木、字荒木及び字宮ノ

前の各一部、福光字古屋敷、字上折口及び字下折口の各一部、秋喜字西坂根の一部、生田字高瀬及び字西河原の各一部、中河原字道久橋、字下河原、字竹ヶ鼻及び字南河原の各一部並びに小鴨字姫路河原、字高下、字青木、字出会及び字宮ノ後の各一部

#### 鳥取県告示第478号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 施行者の名称

羽合町

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業 羽合町公共下水道

#### 3 事業施行期間

昭和52年12月16日から平成21年3月31日まで

（変更前 昭和52年12月16日から平成16年3月31日まで）

#### 4 事業地

##### （1）収用の部分

追加する部分 羽合町大字宇野字石脇

削除する部分 羽合町大字下浅津字鍛冶屋、字沢屋敷、字味噌ノ隈、字北屋敷、字神田分、字為刈、字柳、字井元、字村西、字中屋敷、字南屋敷、字イツ又、字船寄、字下大坪、字上大坪、字問寄、字当蓮、字藪、字弁慶、字樋ヶ口及び字片風の各全部、大字上浅津字龍神、字出口、字二ノ中島、字中島、字一ノ屋敷、字二ノ屋敷、字三ノ屋敷、字四ノ屋敷、字古屋敷、字柳原、字二ノ柳原、字三ノ柳原、字黒田、字井料田、字二ノ井料田、字隈黒田、字穴以後、字堂ノ本、字湯神、字五ノ坪、字雨籠土、字二ノ雨籠土、字石指、字九ノ坪、字餅ヶ坪、字二ノ餅ヶ坪、字三ノ餅ヶ坪、字七反ヶ坪、字稲平、字明德、字京丸、字上船木、字下船木、字井作、字四ノ坪、字浜田、字木笠、字上松無、字松無、字宮ノ本、字二ノ宮ノ本及び字二ノ浜田の各全部、大字長瀬字三ツ実、字東ヲド口、字西ヲド口、字五反田、字三ツ江、字三ノ上河原、字江尻、字五ノ下浜、字御建山下、字三ノ下浜、字下浜屋敷、字二ノ古屋敷、字古屋敷、字二ノ浜淵、字浜淵屋敷、字東野畑、字村後、字野畑屋敷、字野畑、字宮ノ前、字荒神ノ外、字二ノ惣田前、字船津、字和反田、字稲島、字八田ヶ坪、字東上浜、字二ノ千石、字三ノ千石、字四ノ千石、字五ノ千石、字七ノ千石、字池端、字和助前、字新和助前、字浜山、字三ノ内千石、字和助北、字新川前、字二ノ新川前、字唐川、字新川屋敷、字因幡新田、字下浜、字四ノ中浜、字当免、字流田、字北寺屋敷、字岸、字八町、字新川尻及び字池端の各全部並びに同大字字二ノ御建山下、字二ノ下浜、字四ノ下浜屋敷、字九ノ下浜、字二ノ下浜屋敷、字下村後、字上村後、字高浜、字三ノ浜根荒神、字浜根、字惣田前、字下惣田、字下政長、字天王及び字犬伏の各一部、大字久留字横道下、字二ノ光吉後、字三ノ光吉後、字二ノ屋敷、字光吉後、字屋敷、字前田、字水下後、字河原田及び字船津の各全部並びに同大字字樋口下及び字三ノ前田の各一部、大字田後字平木、字東屋敷、字北屋敷、字西屋敷、字南屋敷、字出口、字二ノ出口、字二ノ中ノ掛、字二ノ長砂、字二ノ内河原、字内河原、字森、字大工給、字大俵、字狐塚、字長砂、字中ノ掛、字二ノ北屋敷、字二ノ平木、字二ノ大俵、字手次、字背戸、字外出口、字拾ヶ坪、字井尻、字蔵免、字井田、字左右田尻、字二ノ狐塚、字松ヶ谷、

字二ノ松ケ谷、字高柳、字宮ケ坪、字小砂子、字三ノ大河下、字二ノ大河下、字三ノ沖河原、字沖河原、字二ノ沖河原、字大河下、字大田、字高坪、字二ノ大田、字小樋口及び字二ノ堀の各全部並びに同大字字三ノ坪の一部、大字水下字角田、字堀田及び字前田の各全部並びに同大字字河原田及び字栗坪の各一部、大字光吉字茅見堂、字二ノ屋敷、字三ノ屋敷、字四ノ屋敷、字五ノ屋敷、字知光、字鳴滝、字浅津、字南津、字宮代、字菅町及び字九田ケ坪の各全部並びに同大字字屋敷、字廻、字一枚河原及び字下モの各一部、大字赤池字上通、字柳原、字古堂、字墓廻、字前田、字彦三郎田、字本ノ土井、字四郎三堀、字三ツ石、字河端、字中ノ坪及び字下河原の各全部、大字上橋津字丁床、字二ノ丁床、字堂ノ前、字見込谷、字前田、字堂ノ奥、字村ノ内、字二ノ村ノ内、字後谷、字西ノ下、字御蔵ノ上、字手崎及び字堂ノ前の各全部、大字南谷字ヒジリ、字下村ノ内、字若山、字上村ノ内、字川向、字勝負谷、字奥谷、字谷、字丁田、字漆原、字中島、字中澤、字外隅、字隅ノ内、字東澤、字大外、字大場及び字大上の各全部、大字橋津字三ノ大縄、字大縄、字二ノ大縄、字根瀧、字二ノ浜屋敷、字浜屋敷、字拾ノ屋敷、字宮ノ上、字九ノ屋敷、字寺前、字三ノ屋敷、字岡ノ上、字御蔵廻り、字大下モ、字二ノ丁河原、字古道下、字下河原及び字二ノ樋口下の各全部並びに大字宇野字西又二、字下大田、字磯坪、字坂根、字西峯、字浜屋敷、字東屋敷、字石脇及び字谷尻の各全部

## (2) 使用の部分

削除する部分 羽合町大字宇野字石脇

追加する部分 羽合町大字下浅津字鍛冶屋、字沢屋敷、字味噌ノ隈、字北屋敷、字神田分、字為刈、字柳、字井元、字村西、字中屋敷、字南屋敷、字イツ又、字船寄、字下大坪、字上大坪、字問寄、字当蓮、字藪、字弁慶、字樋ケ口、字片嵐及び字柳の各全部、大字上浅津字龍神、字出口、字二ノ中島、字中島、字一ノ屋敷、字二ノ屋敷、字三ノ屋敷、字四ノ屋敷、字古屋敷、字柳原、字二ノ柳原、字三ノ柳原、字黒田、字井料田、字二ノ井料田、字隈黒田、字穴以後、字堂ノ本、字湯神、字五ノ坪、字雨籠土、字二ノ雨籠土、字石指、字九ノ坪、字餅ケ坪、字二ノ餅ケ坪、字七反ケ坪、字京丸、字上船木、字下船木、字井作、字四ノ坪、字浜田、字木笠、字上松無、字松無及び字三ツ実の各全部、大字長瀬字東ヲド口、字西ヲド口、字五反田、字三ツ江、字三ノ上河原、字江尻、字五ノ下浜、字御建山下、字三ノ下浜、字下浜屋敷、字二ノ古屋敷、字古屋敷、字二ノ浜淵、字浜淵屋敷、字東野畑、字村後、字野畑屋敷、字野畑、字宮ノ前、字荒神ノ外、字二ノ惣田前、字船津、字和反田、字稲島、字八田ケ坪、字東上浜、字二ノ千石、字三ノ千石、字四ノ千石、字五ノ千石、字七ノ千石、字池端、字和助前、字新和助前、字浜山、字三ノ内千石、字和助北、字新川前、字二ノ新川前、字唐川、字新川屋敷、字因幡新田、字下浜、字二ノ下浜、字四ノ中浜、字当免、字北寺屋敷、字岸、字八町、字新川尻、字池端、字六ノ千石、字上村後、字高浜、字六ノ中浜、字四ノ上河原、字五ノ上河原、字桂原、字一ノ坪、字突納、字下村後、字ネレノ木、字治右衛門河原、字十一ノ千石、字十二ノ千石及び字鼈池の各全部並びに同大字字二ノ御建山下、字四ノ下浜屋敷、字九ノ下浜、字二ノ下浜屋敷、字三ノ浜根荒神、字浜根、字惣田前、字下惣田、字下政長、字天王及び字犬伏の各一部、大字久留字横道下、字二ノ光吉後、字三ノ光吉後、字二ノ屋敷、字光吉後、字屋敷、字前田、字水下後、字河原田及び字船津の各全部並びに同大字字樋口下及び字三ノ前田の各一部、大字田後字平木、字東屋敷、字北屋敷、字西屋敷、字南屋敷、字出口、字二ノ出口、字二ノ中ノ掛、字二ノ長砂、字二ノ内河原、字内河原、字森、字大工給、字大俵、字狐塚、字長砂、字中ノ掛、字二ノ北屋敷、字二ノ平木、字二ノ大俵、字手次、字背戸、字外出口、字拾ケ坪、字井尻、字蔵免、字井田、字左右田尻、字二ノ狐塚、字松ケ谷、字二ノ松ケ谷、字高柳、字宮ケ坪、字小砂子、字三ノ大河下、字二ノ大河下、字三ノ沖河原、字沖河原、字二ノ沖河原、字大河下、字大田、字高坪、字二ノ大田、字小樋口、字二ノ堀、字堀、

字西屋敷、字背戸、字新田、字前更及び字流田の各全部並びに同大字字三ノ坪の一部、大字水下角田、字堀田及び字前田の各全部並びに同大字字河原田及び字栗坪の各一部、大字光吉字茅見堂、字二ノ屋敷、字三ノ屋敷、字四ノ屋敷、字五ノ屋敷、字知光、字鳴滝、字浅津、字南津、字宮代、字菅町及び字九田ケ坪の各全部並びに同大字字屋敷、字廻、字一枚河原及び字下モの各一部、大字赤池字上通、字柳原、字古堂、字墓廻、字前田、字彦三郎田、字本ノ土井、字四郎三堀、字三ツ石、字河端、字中ノ坪及び字下河原の各全部、大字上橋津字丁床、字二ノ丁床、字堂ノ前、字見込谷、字前田、字堂ノ奥、字村ノ内、字二ノ村ノ内、字後谷、字西ノ下、字御蔵ノ上、字手崎、字堂ノ前、字高ケ平及び字本丸の各全部、大字南谷字ヒジリ、字下村ノ内、字若山、字上村ノ内、字川向、字勝負谷、字奥谷、字谷、字丁田、字漆原、字中島、字中澤、字外隅、字隅ノ内、字東澤、字大外、字大場、字大上、字新林、字助七ノ峯及び字大山谷の各全部、大字橋津字三ノ大縄、字大縄、字二ノ大縄、字根瀧、字二ノ浜屋敷、字浜屋敷、字拾ノ屋敷、字宮ノ上、字九ノ屋敷、字寺前、字三ノ屋敷、字岡ノ上、字御蔵廻り、字大下モ、字二ノ丁河原、字古道下、字下河原及び字二ノ樋口下の各全部、大字字野字西又二、字下大田、字磯坪、字坂根、字西峯、字浜屋敷、字東屋敷、字石脇、字谷尻、字下後谷、字乳母ケ谷及び字西屋敷の各全部並びに大字はわい温泉字浜田、字雨龍土、字石指、字三ノ餅ケ坪、字稲平、字明德、字浜田、字宮ノ本、字二ノ宮ノ本及び字二ノ浜田の各全部

**鳥取県告示第479号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 6月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岸 本 町	平成 8 年度から平成16年度まで	岸本町（大原、丸山及び小林の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡岸本町大原、丸山及び小林の各一部	平成16年 6月22日
中 山 町	平成12年度から平成15年度まで	中山町（殿河内の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡中山町殿河内の一部	〃

**鳥取県告示第480号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成16年 6月22日

鳥取県八頭地方県土整備局長 宮 前 和 憲

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成16年 4月20日 鳥取県指令八県土維 8 第 1 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
八頭郡郡家町大字下坂

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
新潟県新潟市米山四丁目 1 - 28  
株式会社コメリ  
代表取締役会長 捧 賢一

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第39号

羽合町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成16年 6月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

所在地を変更した施設の名称	所在地
羽合町立温泉児童館	東伯郡羽合町大字はわい温泉83 - 3